

(建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする指定事務)

(住宅局建築指導課)

1. 制度の概要

建築士法第27条の2第1項の規定に基づき指定を受けた法人が、以下の業務を行うものである。

- ・ 建築士事務所の業務に関し、契約の内容の適正化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- ・ 建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理
- ・ 建築士事務所の開設者に対する研修
- ・ その他指定法人の目的を達成するために必要な業務

2. 指定、登録等の基準

建築士法第27条の2第1項 (建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)

○建築士法 (昭和25年法律第201号) (抄)

(指定法人)

第27条の2 国土交通大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として民法第34条の規定により設立された法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人日本建築士事務所協会連合会	平成10年8月	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6階 03-3552-1281	上記2に掲げる基準を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
指定、登録等に係る事務・事業 (サービス) について、料金を設けていないため、該当なし。	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月現在）

平成18年12月20日公布の改正法（平成21年1月5日施行）により、指定法人制を廃止している。

7. 政策評価

平成18年12月20日公布の改正法（平成21年1月5日施行）により、指定法人制を廃止していることから、政策評価は行わない。